

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成26年1月24日（金）午前11時10分頃、大迫田共同墓地内F区画付近の管理道において、環境生活部環境政策課の嘱託職員が、草刈機で作業中に小石を弾き、走行してきた相手方自動車のフロントガラスを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市桜木3丁目1番3号

氏名 公益社団法人周南市シルバー人材センター

理事長 大田 良充

(3) 損害賠償の額

¥83,087-

2 専決処分の年月日

平成26年2月12日

(参考)

事故状況図

